

名 称	能美市土木工事事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	町会又は町内会が行う幅員 6 m未満の道路改良等の土木工事にかかる補助金の交付及び市が行う土木工事にかかる地元負担金に関し、必要な事項を定める。

1. 町会又は町内会が行う土木工事
- (1) 補助は、土木工事を実施する町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行う。
- (2) 整備を実施する町会又は町内会が補助金の交付を受けようとするときは、工事着工前に補助申請書を市長に提出しなければならない。

(単位：%)

事業区分	項種	種別	補助率	備 考
道路 (生活道・一部市道)	用地買収費		0	登記は町会又は町内会が行う。ただし、所有権移転登記を除く。 幅員 6 m未満道路は、地元発注工事とする。
	物件補償費	電柱移転含	0	
	測量設計費		50	
	新設改良費		50	
	舗装工事費		50	
幅員 6 m 未満道路 (開発行為、旧県住宅供給公社等が区画整理事業で整備した市道)	用地買収費		0	
	物件補償費	電柱移転含	0	
	測量設計費		70	
	側溝改修費		70	

※電柱は道路外への移転を原則とする。

2. 市が行う土木工事

(単位：%)

事業区分	項種	種別	市負担	地元負担	備 考
道路 幅員 6 m 以上道路 (市道)	用地買収費		0	100	登記は市が行う。 市発注工事とする。
	物件補償費	電柱移転含	0	100	
	測量設計費		100	0	
	新設改良費		100	0	
	舗装工事費		100	0	
側溝改修 幅員 6 m 以上道路 (内幅 30cm 以上) 公共公益施設（保育園、 児童館及び小中学校）や 避難施設等に接続する 1、2 級幹線道路（施設 から概ね 200m 以内）	用地買収費		0	100	
	物件補償費	電柱移転含	0	100	
	測量設計費		90	10	
	工 事 費		90	10	

(単位：%)

事業区分	項種	種別	市負担	地元負担	備考
側溝改修 幅員 6 m 以上道路 (内幅 30cm 以上)	用地買収費		0	100	登記は市が行う。 市発注工事とする。
	物件補償費	電柱移転含	0	100	
	測量設計費		80	20	
	工事費		80	20	
側溝改修 幅員 6 m 未満道路 (内幅 30cm 以上) 集落内の骨格を形成する 市道 (1 級、2 級幹線等道路 又は通過交通が比較的多 い補助幹線)	用地買収費		0	100	
	物件補償費	電柱移転含	0	100	
	測量設計費		80	20	
	工事費		80	20	
排水路改修 (内幅 30cm 以上)	用地買収費		0	100	
	物件補償費	電柱移転含	0	100	
	測量設計費		80	20	
	工事費		80	20	
消雪工事			80	20	集落内消雪に限る。 補助事業は市が100%負担とする。

※電柱は道路外への移転を原則とする。

(事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部土木課 (TEL : 58-2250、場所 : 寺井分室 2 階) で担当する。

※補助を受けようとする町会又は町内会は、補助事業実施の前年 10 月末までに要望書を提出するものとする。

電子申請はこちらの URL もしくは QR コードから申請して下さい

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=940

【QRコード】



※平成 17 年 2 月 1 日から施行

※平成 25 年 2 月 1 日改正

※平成 29 年 4 月 1 日改正

※令和 2 年 8 月 1 日改正